

事業番号	事務事業名		地域防犯活動推進事業					所管課名		生活環境部人権・市民生活課	所属長名	能島 克浩
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名		市民生活係		
	重点施策	3	安全で安心なまちをつくる					根拠法令等		廿日市市防犯灯設置及び維持管理補助金交付要綱		
	施策方針	2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり					基本事業				
予算科目	会計	01	款	02	項	01	目	11	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名
	一般会計		総務費		総務管理費		コミュニティ振興費	003	51	経	地域防犯活動推進事業(政策)	

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	防犯灯管理団体が管理する防犯灯に対し、その設置・交換等のほか、維持管理経費(電気代)の一部を補助する。 【防犯灯設置補助金】 補助率2/3、上限30,000円(新設・電柱共架の場合) 【維持管理補助金】 一灯あたり年額1,000円	防犯灯の設置費や維持管理経費の負担を軽減することで、安全で安心なまちづくりのための継続的な取組を支援する。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
→ ・防犯灯管理団体が維持管理する防犯灯に係る維持管理経費(電気代)の一部を補助する → ・防犯灯管理団体が防犯灯を新設、移設、交換、撤去する際の経費の一部を補助する	ア 防犯灯維持管理補助灯数(宮島地域を除く)	灯	目標	8,698	8,700	8,710	8,806	8,841
			実績	8,631	8,641	8,772		
	イ 防犯灯設置等補助件数(新設のみ)	灯	目標	40	40	40	35	35
			実績	22	24	41		
	ウ		目標					
			実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
→ 防犯灯管理団体(町内会、自治会その他営利を目的としない地域の管理団体)	ア 防犯灯管理団体数	団体	見込	395	395	395	405	405
			実績	395	395	405		
	イ		見込					
			実績					
	ウ		見込					
			実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
→ 地域の安全・安心に関する意識の向上	ア 身近で犯罪に遭う不安を感じている市民の割合(まちづくり市民アンケート)	%	目標	39.7%	38.7%	37.7%	36%以下	-
			実績	43.3%	46.3%	60.7%		
	イ		目標					
			実績					
	ウ		目標					
			実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
→ 犯罪に巻き込まれず、安心して暮らせる	ア 市内の犯罪認知件数(廿日市署管内)(広島県警察作成資料)	件	目標	350	340	330	320以下	395
			実績	303	387	407		
	イ		目標					
			実績					

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	前年度比	令和7年度(予算)
事業費(A) (円)	7,726,500	8,650,600	8,697,000	9,554,300	857,300	11,163,000
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金				0	
	市債				0	
	その他特財	2,500,000	2,500,000	2,500,000	0	2,500,000
	一般財源	5,226,500	6,150,600	6,197,000	857,300	8,663,000
業務延べ時間(時間)	150	150	150	150	0	
人件費(B) (円)	658,000	639,000	655,000	665,000	10,000	0
トータルコスト(A+B)	8,384,500	9,289,600	9,352,000	10,219,300	867,300	11,163,000
主な支出項目		令和6年度(決算)		備考		
防犯灯維持管理補助金		7,894,800 円				
防犯灯設置補助金		1,659,500 円				
		円				
		円				

事業番号	事務事業名	地域防犯活動推進事業	所管課名	生活環境部人権・市民生活課
------	-------	------------	------	---------------

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
夜間における通行の安全や、犯罪を未然に防止するために防犯灯の維持管理を推進することは、市民の安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するものであり、開始時期と変わらず重要である。	防犯灯の電気代の一部補助について、LED灯の普及に伴い平成30年度に1灯当たり1,600円/年から900円/年としたが、電気料金の高騰を背景として令和7年度から1,000円/年としている。 また、防犯灯設置に係る補助についても令和7年度から必要経費の実態に合わせて上限額を引き上げることとした。	令和6年度に実施した防犯灯維持管理に関するアンケートでは「町内会員が減っており、地域での維持管理に負担を感じる」という回答が数件あった。

5 事業評価(令和 6 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	夜間における通行の安全や犯罪を未然に防止するために、防犯灯の維持管理を支援することは、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりにつながる事業である。
	②市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せすることはできないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	防犯灯は概ね市全域にわたって8,700灯余り設置されており、維持管理費の一部を市が支援することは妥当である。
有効性 評価	③対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	防犯灯管理団体が安全で安心なまちづくりを推進するために、防犯灯を維持管理することは適切である。
	④成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	町内会等が必要とする防犯灯の設置・維持管理であり、地域の安全・安心につながっている。
効率性 評価	⑤廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	防犯灯管理団体の費用負担が増えることで、必要とする防犯灯の維持管理に影響するおそれがある。
	⑥類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
公平性 評価	☒ 改善余地がある ☐ 改善余地がない	理由 説明	防犯灯の設置や電気代の一部を補助する制度で類似事業はないが、地域コミュニティに交付されているまちづくり交付金との統合により、コミュニティ単位での設置・管理を行うことで手続きの負担を軽減できる可能性はある。その反面、町内会での裁量が失われるおそれがあり、実態に応じた設置管理への影響が懸念される。
	⑦事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	防犯灯の設置費用や電気代の一部を助成しており、削減の余地はない。
公平性 評価	⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
	☒ 削減余地がある ☐ 削減余地がない	理由 説明	主に町内会単位の防犯灯管理団体(約400団体)への補助金交付手続きが必要であり、事務量は多大である。防犯灯管理団体をコミュニティ単位とすれば市の事務軽減は図られるが、コミュニティの負担は増加することになる。
	⑨受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	市全域を対象としており、受益者負担は公平である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果			②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																							
A 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り	防犯灯管理団体が設置・維持管理する防犯灯に対して、一部助成し、負担を軽減することは、本市の安全で安心なまちづくりにつながる事業で、目的妥当性がある。夜間における通行の安全と犯罪の未然防止を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むために、本制度は適切であるといえるが、他事業との統合や事務の軽減、効率化については、改善の余地がある。																							
B 有効性	☒ 適切	☐ 改善の余地有り																								
C 効率性	☐ 適切	☒ 改善の余地有り																								
D 公平性	☒ 適切	☐ 見直しの余地有り																								
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可			④改革改善案による成果・コストの期待効果																							
☐ 拡充 ☒ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☒ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案 防犯灯維持管理補助金は一部地域でまちづくり交付金と統合し、コミュニティ単位で交付していることから、他のコミュニティが同様の手法を希望する場合は、実際の事務手続きやメリット・デメリットを説明し、効率化に向けて調整していく必要がある。	<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)					コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上																									
	維持		○																							
	低下																									
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題																										
町内会単位からコミュニティ単位への移管については、コミュニティの負担や、防犯灯管理団体の意向もあることから、調整には慎重な対応が必要であり、相応の時間が必要となる。																										

事業番号	事務事業名	防犯カメラ設置補助金	所管課名	生活環境部人権・市民生活課	所属長名	能島 克浩
	方向性	1	くらしを守る	係・グループ名	市民生活係	
	重点施策	3	安全で安心なまちをつくる	根拠法令等	廿日市市防犯カメラ設置等補助金交付要綱	
	施策方針	2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり	基本事業		
予算科目	会計	01	款	02	項	01
	一般会計		総務費	総務管理費	コミュニティ振興費	003
事業2 経・臨						
予算上の事業名						
地域防犯活動推進事業(政策)						

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	地域住民が犯罪被害に遭うことを未然に防ぐとともに、犯罪が発生した場合の早期解決を図るため、町内会等が防犯カメラを設置する際の設置費用の一部を補助する。 【防犯カメラ設置補助金】※防犯カメラ設置1箇所につき補助率3/4 補助限度額300,000円	地域から防犯カメラの設置を支援してもらいたいといった要望があり、地域における犯罪の抑止、市民の安全・安心の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決に資するために本制度を開始した。

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
・防犯カメラ設置補助金を支出する ・防犯カメラを設置する	→ ア 防犯カメラ設置補助数	台	目標	10	10	10	7	7
			実績	2	7	1		
	→ イ		目標					
			実績					
	→ ウ		目標					
			実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
・防犯カメラ設置団体 ・地域住民	→ ア 防犯カメラ設置団体数(同一の町内会等は除く。)	団体	見込	30	30	30	30	30
			実績	23	25	25		
	→ イ 地域所有の防犯カメラ数	台	見込	41	51	61	54	61
			実績	41	48	49		
	→ ウ		見込					
			実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
補助事業が適切に執行されることで、防犯カメラが設置され、犯罪被害に遭うことを未然に防ぐ	→ ア 防犯や交通安全に向けた取り組みに係る満足度(まちづくり市民アンケート)	点	目標	3.10	3.10	3.10	3.10	3.10
			実績	3.02	3.01	2.91		
	→ イ 補助事業の完了率	%	目標	100	100	100	100	100
			実績	100	100	100		
	→ イ		目標					
			実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
犯罪に巻き込まれず、安心して暮らせる	→ ア 市内の犯罪認知件数(廿日市署管内)(広島県警察作成資料)	件	目標	350	340	330	320以下	395
			実績	303	387	407		
	→ イ 身近で犯罪に遭う不安を感じている市民の割合(まちづくり市民アンケート)	%	目標	39.7%	38.7%	37.7%	36%以下	-
			実績	43.3%	46.3%	60.7%		

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	前年度比	令和7年度(予算)
事業費(A) (円)	2,979,000	600,000	1,232,000	300,000	-932,000	2,100,000
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金				0	
	市債				0	
	その他特財				0	
	一般財源	2,979,000	600,000	1,232,000	-932,000	2,100,000
業務延べ時間(時間)	40	40	40	40	0	
人件費(B) (円)	175,000	170,000	174,000	177,000	3,000	0
トータルコスト(A+B)	3,154,000	770,000	1,406,000	477,000	-929,000	2,100,000
主な支出項目		令和6年度(決算)		備考		
防犯カメラ設置補助金		300,000 円				
		円				
		円				
		円				

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
防犯カメラは犯罪の抑止や地域の防犯意識を高めるなどの効果があるため、防犯カメラに対する関心は年々高まり、需要は増えていると考えられる。	開始時の平成30年度は、補助台数を5台としていたが、各地域における防犯意識の高まりなどにより、平成30年度・令和元年度は20台以上の申請があったことから、令和2年度から補助台数を10台とした。令和6年度から機器更新費用も対象にすることとした。地域の負担を軽減するため、令和7年度から防犯カメラ補助率の引き上げや1か所当たりの補助上限額の引き上げを実施した。	一部の自治会等からは、維持管理経費への支援制度を検討してもらいたいとの声がある。

5 事業評価(令和 6 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	地域における犯罪の抑止、早期解決のために防犯カメラの設置を推進することは、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに取組む上で重要である。
	②市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	安全で安心なまちづくりに必要な防犯対策を推進するために、市が補助することは妥当である。
	③対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	町内会等が、その地域の安全・安心のために、防犯カメラの設置することは適切である。
効率性 評価	④成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	防犯カメラについて、警察(警察白書)では、29都道府県で2,246台設置(R6.3月末)しており、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効であるとされている。本市においても安心安全なまちづくりに寄与するものとして引き続き設置支援を行う。
	⑤廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	本事業を廃止・休止した場合、設置費用を町内会等で全額負担することになるため、町内会等が必要とする箇所への設置が停滞する恐れがあり、影響がある。
	⑥類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	防犯カメラに係る補助制度等で類似事業はない。
公平性 評価	⑦事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	設置費等に要する経費への補助であり、削減余地はない。
	⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	防犯カメラの必要性及び設置の優先順位を検討するために、現地確認や警察との協議が必要であり、時間を要する。
	⑨受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	町内会等、その他営利を目的としない地域の団体すべてが対象であり、受益者負担は公平である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果		②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																								
A 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り	犯罪発生を抑止、市民の安全・安心の確保及び犯罪が発生した場合の早期解決のために防犯カメラの設置を支援することは適切である。																								
B 有効性	☒ 適切 ☐ 改善の余地有り																									
C 効率性	☒ 適切 ☐ 改善の余地有り																									
D 公平性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り																									
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可		④改革改善案による成果・コストの期待効果																								
☐ 拡充 ☐ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☒ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案																								
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題		<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td></td><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上																									
	維持		○																							
	低下																									

事業番号	事務事業名		消費者行政推進事業					所管課名		生活環境部人権・市民生活課		所属長名		能島 克浩		
	方向性	1	くらしを守る					係・グループ名		市民生活係						
	重点施策	3	安全で安心なまちをつくる					根拠法令等		消費者安全法、廿日市市消費生活センター条例						
	施策方針	2	犯罪のない安心して暮らせるまちづくり					基本事業								
予算科目	会計	01	款	06	項	01	目	01	事業1	事業2	経・臨	予算上の事業名				
	一般会計		商工費		商工費		商工総務費		002	51	経	消費者行政推進事業(政策)				

1 事務事業の概要

①事業期間	②事業内容(事業概要を簡潔に記載。期間限定複数年度は全体の事業計画を記載)	③開始したきっかけ(いつ頃、どんな経緯で)
☒ 単年度繰返し ☐ 期間限定複数年度 (年度～ 年度) ☐ 単年度のみ	①消費生活にトラブルを抱える市民を対象に、消費生活に関する相談、助言、あっせん等を行う。 ②市民を対象に、啓発活動を通して、消費者意識の向上を図り、消費者問題の未然防止に取り組む。	平成14年度、消費者安全法の努力規定に基づき廿日市市消費生活センターを設置 平成28年4月、廿日市市消費生活センター条例を施行

2 事務事業の対象・意図・活動・成果指標

主な活動内容	活動指標(活動の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
消費生活の相談 消費生活講座の実施	→ ア 消費生活センターへの相談員設置(相談受付体制)	人	目標 実績	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	→ イ 消費生活講座の実施	回	目標 実績	12 7	12 8	12 12	12 12	12 12
	→ ウ		目標 実績					
対象(誰、何を対象にしているのか)	対象指標(対象の規模)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
消費生活にトラブルを抱える市民 その他市民	→ ア 相談件数	件	見込 実績	700 860	700 725	700 807	700 700	700 700
	→ イ 受講者数	人	見込 実績	350 213	350 365	350 398	350 350	350 350
	→ ウ		見込 実績					
意図(対象をどのような状態にしたいのか)	成果指標(意図の達成度)	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
消費生活トラブルに関する助言、あっせん等を受けている	→ ア 助言・あっせんした割合	%	目標 実績	90 93	90 94	90 94	90 90	90 90
	→ イ		目標 実績					
	→ ウ		目標 実績					
結果(結びつく施策の意図は何か)	施策の成果指標	単位	区分	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
犯罪に巻き込まれず、安心して暮らせる	→ ア 市内の犯罪認知件数(廿日市署管内)	件	目標 実績	350 303	340 387	330 407	320以下 320以下	395 395
	→ イ 身近で犯罪に遭う不安を感じている市民の割合	%	目標 実績	39.7% 43.3%	38.7% 46.3%	37.7% 60.7%	36%以下 36%以下	— —

3 事務事業の予算・コスト概要

年度	令和3年度決算	令和4年度決算	令和5年度決算	令和6年度決算	前年度比	令和7年度(予算)
事業費(A) (円)	8,821,521	9,159,605	9,213,525	9,206,050	-7,475	10,044,000
財源内訳	国庫支出金				0	
	県支出金	2,572,000	2,572,000	2,572,000	0	2,572,000
	市債				0	
	その他特財	12,000	19,000	25,000	0	25,000
	一般財源	6,237,521	6,568,605	6,616,525	-7,475	7,447,000
業務延べ時間(時間)	500	500	500	500	0	
人件費(B) (円)	2,195,000	2,132,000	2,184,000	2,217,000	33,000	0
トータルコスト(A+B)	11,016,521	11,291,605	11,397,525	11,423,050	25,525	10,044,000
主な支出項目		令和6年度(決算)		備考		
消費生活相談員報酬等		6,364,730 円				
消費者啓発事業委託料		2,841,320 円				
		円				
		円				

4 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか。開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか。	② この事務事業に関するこれまでの改革・改善の取り組み経緯	③ この事務事業に対して、関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が、どの程度寄せられているか。
デジタル化の進展に伴う電子商取引のトラブルが増加している。	消費者の安心・安全を確保するため、平成28年度に消費生活センターの位置づけや体制等を条例で明確化した。	インターネットやデジタルコンテンツ上での消費者被害が増加しており、一般質問において啓発の徹底等、対策が求められている。

5 事業評価(令和 6 年度決算の評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性(この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。意図することが結果に結びついているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 結びついている	理由 説明	年々消費生活トラブルは多様化・複雑化しており、情報を集約し、適切な助言を行うことができる専門性の高い相談員は必要である。また、相談員による啓発活動は消費者トラブルを防止する目的としているため上位目的に結びついている。
	②市が関与する妥当性(この事業は市が行わなければならないものか。税金を投入して行うべき事業か。住民や地域民間等に任せるとはできないか。)		
有効性 評価	☐ 見直し余地がある ☒ 妥当である	理由 説明	法令で地方公共団体の責務として、消費者安全の確保に関する施策を総合的に実施するとされており、市民が安心して安全で豊かな消費生活を営む社会を実現するために、市が実施すべき事業である。
	③対象・意図の妥当性(事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す余地がないか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 適切である	理由 説明	消費者トラブルを抱える市民や消費者トラブルにあう可能性のある市民を対象としているため対象・意図とも妥当である。
効率性 評価	④成果の向上余地(成果向上の余地はないか。成果を向上させる有効な手段はないか。何が原因で成果が向上しないのか。)		
	☐ 向上余地がある ☒ 目標水準に達している	理由 説明	消費生活センターへの相談並びに消費生活センターが行う助言・あっせん等の件数は、目標を概ね達成している。引き続き、消費生活相談の場を提供するとともに、啓発活動を続け、消費者被害の未然防止を図る。
	⑤廃止・休止の成果への影響(事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無は。目的を達成するには、この事務事業以外に方法はないか。)		
公平性 評価	☐ 影響がない ☒ 影響がある	理由 説明	市内で消費生活相談員を設置しているのは、廿日市市消費生活センターのみである。
	⑥類似事業との統合や連携による改善余地(類似事業(市の事業に限らない)はないか。類似事業との統合や連携によって成果をより向上させることはできないか。)		
	☐ 改善余地がある ☒ 改善余地がない	理由 説明	消費者トラブルに特化した相談先である消費生活センターについては、他の事業との統合などの余地はないが、消費生活センターで受けきれない相談を弁護士相談などへ案内することはある。
公平性 評価	⑦事業費の削減余地(成果を下げずに仕様や工法の見直し、住民の協力などで事業費を削減できないか。)		
	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	事業経費の大半が相談員の人件費であり、専門職の報酬等としては妥当なコストである。また、時代により変化する相談に対応するには、研修参加や他の自治体等との情報交換等による知識と技術の向上が必要不可欠である。
	⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地(成果を下げずにやり方の見直しや民間委託などでコスト削減できないか。)		
公平性 評価	☐ 削減余地がある ☒ 削減余地がない	理由 説明	消費者安全相談窓口の運営体制については、他の自治体と比較しても過剰なサービスではない。
	⑨受益機会・費用負担の適正化余地(事業内容が「対象」の全体でなく、一部の受益者に偏っていないか。受益者負担は公平・公正となっているか。)		
	☐ 見直し余地がある ☒ 公平・公正である	理由 説明	消費生活センターや消費生活講座の実施(出前トーク)については、広報誌やHPなどで案内しており、市民であれば誰でも相談、利用できるため、受益機会は公平である。また、相談は無料である。

6 事業評価の総括と今後の方向性

①上記の評価結果		②全体総括(振り返り・成果・反省点)・評価結果の根拠																								
A 目的妥当性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り	消費者安全のため、消費生活に関するトラブルの解決や未然防止、被害拡大の防止、情報提供を行うため消費生活相談員を設置することは、上位目的に結び付いた目的妥当性のある事業である。																								
B 有効性	☒ 適切 ☐ 改善の余地有り																									
C 効率性	☒ 適切 ☐ 改善の余地有り																									
D 公平性	☒ 適切 ☐ 見直しの余地有り																									
③今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可		④改革改善案による成果・コストの期待効果																								
☐ 拡充 ☒ 現状維持 ☐ 目的再設定 ☐ 改善 ☐ 休止・廃止 ☐ 完了		今後の改革改善案																								
⑤改革改善案を実施する上で解決すべき課題		<table><tr><td></td><td></td><td colspan="3">コスト</td></tr><tr><td></td><td></td><td>削減</td><td>維持</td><td>増加</td></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (廃止・休止、完了の場合は記入不要)				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上																									
	維持		○																							
	低下																									